平成２１年（フ）第４９号
京都府福知山市字田野891番地
債務者　門田　勝則（旧姓梅垣）
1　決定年月日時　平成21年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
京都地方裁判所福知山支部破産係

平成２１年（フ）第３８４号
大阪府和泉市池田下町1222番地の14
債務者　永江　春美
1　決定年月日時　平成21年７月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第４５７号
大阪府和泉市池田下町1779番地の３－３－911
債務者　角谷　　純
1　決定年月日時　平成21年７月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第５０６号
大阪府泉北郡忠岡町馬瀬２丁目３番15―304号、前住所大阪府泉北郡忠岡町北出２丁目１番40号デイスターＳ105
債務者　戸田　洋樹
1　決定年月日時　平成21年７月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第５６１号
大阪府阪南市和泉鳥取635番地の７
債務者　高谷　知香
1　決定年月日時　平成21年７月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第５８９号
大阪府貝塚市東山７丁目７番18号、前住所大阪府貝塚市橋本106番地の４－５棟103号
債務者　岸部　博之
1　決定年月日時　平成21年７月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第６０８号
大阪府岸和田市南上町２丁目26番21―102号
債務者　半田電設こと　半田　廣春
1　決定年月日時　平成21年７月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第６１０号
大阪府泉南郡熊取町五月ヶ丘２丁目13番８号
債務者　山本　喜之
1　決定年月日時　平成21年７月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第６２５号
大阪府泉佐野市旭町10―19、住民票上の住所大阪府貝塚市地蔵堂139番地の27
債務者　原田　　隆
1　決定年月日時　平成21年７月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第６２７号
大阪府泉大津市池園町１番５号、前住所大阪府和泉市箕形町３丁目１番26―106号
債務者　古林陽作人
1　決定年月日時　平成21年７月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第６４０号
大阪府岸和田市南町13番５号メゾネットソフィアＤ号、前住所大阪府岸和田市土生町２丁目30番５―202号
債務者　小林美知子（旧姓菱垣）
1　決定年月日時　平成21年７月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第６４２号
大阪府和泉市富秋町３丁目11番23―304号
債務者　赤松真由美
1　決定年月日時　平成21年７月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第６５２号
大阪府泉佐野市高松北１丁目３番31―103号
債務者　中山　典久
1　決定年月日時　平成21年７月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第６６１号
大阪府泉南郡熊取町桜が丘１丁目27番11号
債務者　住岡マサミ
1　決定年月日時　平成21年７月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第６６３号
大阪府岸和田市西之内町55番37号レオパレス寺西Ⅲ棟108号
債務者　南　　正光
1　決定年月日時　平成21年７月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第６６７号
大阪府泉佐野市新町３丁目１番37号、前住所大阪府泉南郡熊取町朝代西３丁目1964番地の２
債務者　せきねこと　印南　陽子
1　決定年月日時　平成21年７月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第６６９号
大阪府泉南郡田尻町りんくうポート北３番地の21―２―803号
債務者　津田　博文
1　決定年月日時　平成21年７月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係